

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

神奈川県立こども医療センター 肢体不自由児施設

入所案内



ホームページ用

〒232-8555 神奈川県横浜市南区六ッ川 2-138-4

TEL 045-711-2351 FAX 045-721-3324

生活支援課 内線 2701・2715

ナースステーション 内線 2704・2705

<http://kcmc.kanagawa-pho.jp/>

肢体不自由児施設

当施設は、児童福祉法による医療型障害児入所施設です。

四肢・体幹に病気や変形、あるいは機能障害を持つお子さまが入所して、整形外科的治療、機能訓練（リハビリテーション）を行いながら、学校教育を受けられます。

職員は集団生活の良さを生かしながら、学校教育や治療訓練、生活支援を通じて児童が自信を持って地域で生活ができるように支援しています。

入所対象者

当センターの整形外科外来の診察で、入所しての治療、訓練及び手術などが必要と診断された方です。

サービス内容

①疾病の治療②看護援助③医療的視点での食事、排泄、入浴等の支援④日常生活上の相談支援、助言⑤身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練⑥レクリエーション活動の社会参加活動支援⑦コミュニケーション支援などです。

入所までの手続き

入所相談・受診

入所の必要性・目的・医療内容について医師の説明に基づき入所者ご家族が同意をされてから進めます

施設の見学及び面談

施設の見学していただき、施設での生活等、利用についての説明をさせていただきます

児童相談所へ申請

入所が決定しましたら、現住所の管轄する児童相談所にご連絡していただき、必要書類を準備の上、手続きをしていただきます

支給決定

支給決定されましたら、受給者証が児童相談所からご自宅へ郵送されます

利用契約

支給決定後、「重要事項説明書」による説明をさせていただきます、「契約書」の締結を行います

入 所

午前入所の方は9:30、午後入所の方は13:00までにセンター本館の1階6番入退院窓口までお越しください。受付後、直接施設までお越しいただき、入口のインターフォンを押してください

入所時に持参していただくもの

(1) 必要書類等

- ①母子健康手帳 ②受給者証（児童相談所から交付されます）
- ③契約書・重要事項説明書・個人情報同意書
- ④印鑑 ⑤健康保険証 ⑥診察券 ⑦その他必要書類
- ⑧お持ちの方のみ、医療証や服用中の薬及びお薬手帳など

(2) 身の回りのもの

- ①普段着、パジャマ、下着、靴下、ハンカチ（全て4～5組）
- ②運動靴（スリッパ、クロックス等かかとのないものは不可）
- ③歯ブラシ、コップ2個（歯磨き用、飲水用）
- ④入浴セット（ボディタオル、ブラシ、ビニールなど）
- ⑤ランドリーバック（着替えた衣類を入れるもの）
- ⑥マスク（数枚） ⑦学用品、登校バック
- ⑧必要に応じて、おむつ、おしり拭き、ティッシュなど

*衣類や持ち物には必ずフルネームで名前をつけてください。

*衣類・ぬいぐるみ等の洗濯は、ご家庭でお願いします。また、センター本館 B1 階にコインランドリーがあります。

*シャンプー、リンス、ボディソープ、洗顔用タオル、バスタオル、寝具類は施設で用意しますが、持参していただく場合もあります。

その他の持ち物について

- 生き物、生花、飲食物、ガラスや陶器など壊れやすいもの及び高価なものは、お持込にならないようお願いします。
- ゲーム機器や音楽プレーヤー等の管理は、保護者の責任でお願いします。
- 携帯電話を使用される場合は、申請書の提出が必要です。保護者の責任の下、ご使用をお願いします。
- 小さいマグネットやビー玉、ボール等、誤飲の可能性があるものや歩行の際に危険となるものは、事故防止のためにお持込にならないようお願いします。
- 現金はお持ちにならないでください。どうしても必要な場合は、職員にご相談ください。
- 持ち物には全て名前を付けてください。破損・紛失・盗難等があっても施設では責任を負いかねますのでご了承ください。持ち物の管理は保護者の責任においてお願いいたします。また、床頭台に収まる必要最小限の範囲にしてください。
- 入所児童同士の物のやり取りや貸し借り、退所時のプレゼントはご遠慮ください。
- 私物の電気製品の電源使用はできません。

日課について

6:30	起床	着替えは 6:45 までに済ませましょう
7:30	朝食	朝食後は自分の部屋で過ごしましょう。
8:35	朝の会	基本的に毎週金曜日に行います（入退所者の紹介等） 司会は、各部屋の室長が交代で行います
8:45	登校	トイレや手洗いを済ませて 8:40 には廊下に並んでください。教員と共に職員引率にて登校します
9:00	訓練	訓練がある人は施設から職員引率にて訓練室へ行き、訓練終了後は職員引率にて登校します
10:00	保育	幼児期のこども達の保育を行います
11:20	保育終了	
11:35	小学部下校	食事まで自分の部屋で過ごしましょう
11:45	中学部下校	
11:50	昼食	食堂や自分の部屋で食べます
12:20	安静時間	小学生以上 12:40 まで、幼児 13:30 まで自分のベッドで静かに過ごしましょう
12:45	中学部登校	職員引率にて登校します
12:50	小学部登校	教員と共に職員引率にて登校します
13:00	訓練	訓練のある人は職員引率にて訓練室へ行きます
14:30	下校	食堂にておやつを食べます 保育室やプレイルームを利用できます 家族が面会に来ていればお散歩に行けます
15:30	おやつ 入浴 自由時間	
16:30	自習時間	自分のベッドで行い、部屋で静かに過ごしましょう
17:30		
17:50	夕食	食堂や自分の部屋で食べます
18:40	散歩 自由時間	月～木曜日は職員と散歩に行けます 20:00 まで食堂を利用できます プレイルームを利用できます
19:30	就寝準備	就寝準備を済ませて部屋で過ごしましょう
20:00	消灯	消灯時間は部屋ごとに違います 20:00 以降は他の部屋に行かず自分の部屋で静かに過ご
21:00		しましょう

入浴について

- 基本的に週 3 日、一日おきにできます。職員が見守りや介助を行います。曜日や時間については、職員にご確認ください。
- 入浴日には①衣類②ボディタオル③ビニール袋（濡れたもの用）④必要に応じて着替えやブラシ、シャンプー等をひとまとめにして入れる袋（通称：お風呂バッグ）を準備していただくと助かります。

散歩について

- ご家族と散歩に行かれる際は、所在確認のため必ず散歩ノート（食堂入口）に記入してください。また、施設の外に出る場合には、必ず職員に声をかけてください。
 - 散歩に行ける時間は、下校後～16：30、夕食後～19：30 です。安全確認や所在確認のため、時間厳守でお願いいたします。おやつや入浴を先に済ませてください。
 - 面会のない方は、職員と散歩に行ける場合があります。必要時は職員にご確認ください。
- * 児童だけで施設の外に出ることはできません。必ず、ご家族の付添いをお願いします。また、ご家族以外の方との散歩は、事故防止のため保護者の許可がなければできません。

外出・外泊について

- 「外泊についてのお願い」をご参照ください。
- 医療的に問題がなければ外出・外泊が可能になります。その際には、医師の許可が必要です。
- 学校行事（遠足等）や施設行事での外出も届出が必要です。

面会について

- 「ご面会について」をご参照ください。
- 面会時間は 10 時～22 時までとなっております。
- 面会を希望されるご両親・兄弟姉妹・祖父母の方は、予め感染症・予防接種のチェックをさせていただきます。初めて来所された方は、入口のインターフォンを押して看護師をお呼びください。
- ご家族で感染症を発症された場合は連絡を入れてください。
- 面会に来られたごきょうだい（特に小さいお子様）は、必ず保護者の付添いをお願いします。
- 風邪をひいている方や体調の悪い方の面会をご遠慮ください。
- 面会時は、面会バッジの着用をお願いします。面会バッジは正面玄関入口にあります。
- 感染症等でマスク着用のお願いや面会を制限することもあります。
- 退所後は病棟に入ることができないため、面会はできません。

車イスについて

- 治療上必要な場合は、車イスを貸出します。退所後の貸出しは行っておりません。
- 必要な座布団、クッション、ベルト等は各自ご用意ください。
- 整備・点検を各自で外泊時に行い、退所まで大切に取り扱いってください。
- 退所時は、車イスを清掃してからご返却ください。

床頭台とオーバーテーブルについて

- 床頭台は鍵付きとなっております。鍵を使用したい方は職員にお申し出ください。
- 入所中は大切に扱っていただき、退所時には掃除をして、きれいな状態で返却してください。

安全について

- 職員は安全面について十分に気をつけております。利用者やそのごきょうだいのベッドからの転落事故も起きておりますので、ご家族のご協力をお願いします。また、サークルベッドをご使用中の場合、席を離れる際には必ず柵を一番上まで上げてください。
- 他の入所者のベッドに乗らないようお願いします。

ネームバンドについて

- 安全な環境を提供するため、病室入口やベッドに名前の掲示、ネームバンドの装着をお願いしております。本人確認（処置・検査・与薬）で必要となりますますのでご協力をお願いします。

お部屋の移動等について

- 施設の状況に合わせてお部屋の移動やベッド位置の変更、また、ベッドやマットについても医療上の理由により交換を行う場合がありますのであらかじめご了承ください。

選択メニューについて

- 基本的に毎週月・水・木・金の夕食はメニューを選択できます。配布された選択メニュー表に記入して所定の回収 BOX に入れてください。選択しなかった場合はすべて A メニューとなります。

災害時・緊急時について

- 災害時・緊急時は、職員の指示があるまでお部屋で待機してください。
また、事前に非常口や見取り図の確認をお願いします。
- 大規模災害の発生や東海地震予知情報の発令時などは、利用者ご家族への安否情報公開のために、NTT が提供する災害伝言ダイヤルサービス（171）を利用するものとします。事前に、使用方法のご確認をしておくことをお勧めします。

テレビについて

- 各部屋に 1 台設置してあります。無料で見ることができます。
- テレビを見ることができる時間は決まっています。職員にご確認ください。
- 小 3 以上は、週 1 回テレビ延長ができます。基本的に、お部屋ごとになります。時間は 21 時～22 時、場所はプレイルームです。希望者は、延長届けを出してください。ただし、医療上できない場合があります。
- 金・土曜は週 1 回に入りません。日・祝日はできません。

ゲームについて

- DS や PSP などのゲーム機が使用できる時間は決まっています。職員にご確認ください。
- 週 1 回部屋ごとに Wii（施設用）ができます。また、金曜日等の外泊日や土・日・祝日も職員が付添できる時はできます。詳細は、職員にご確認ください。

ビデオ・DVD 鑑賞について

- 下校後など自由時間にプレイルームにて利用できます。
- ポータブル DVD は、お部屋でのみ使用可能です。使用できる時間は、TV 時間と同じです。職員にご確認ください。

音楽プレイヤーについて

- 使用時間に決まりはありませんが、状況によってはお断りをする場合があります。
- 周囲に迷惑がかからないようイヤホンを使用してください。
- スマホや iPod など様々な機能がある機器を利用する場合は、ゲーム機と同じ時間帯で使用してください。

電話について

- 公衆電話の利用ができます。テレフォンカードをご準備ください。テレフォンカードは自己管理も可能ですが、2枚までお預かりすることもできます。その際は、名前のご記入をお願いします。
- 施設内は、携帯電話での通話はできません。

携帯電話について

- 保護者の責任の下で施設内のご使用方法に添って使用できます。使用を希望される方は、職員までお申し付けください。

勉強延長について

- 小6の受験生、中学生以上は勉強延長ができます。時間は20時～22時、場所は食堂等です。希望者は、届けを出してください。

テレビ延長について

- 「テレビについて」をご参照ください。

保護者の方へ

- ベッド周囲の環境について、感染防止や危険防止、私物の紛失防止のため、ベッド周囲の荷物は最小限に抑え、整理整頓にご協力ください。
- 緊急避難時の妨げになる恐れがあるため、床に物を置いたり、床頭台の最上部に物を置かないでください。
- 私物は、床頭台に収まる程度にしてください。破損や紛失がないよう、保護者で管理してください。
- シーツ交換は週 1 回土曜日にベッド委託業者が行います。職員は、ベッド周囲の環境整備をしておりますが、外泊に行かれる際には紛失防止のため、ベッドの上や柵には物を置かないようお願いします。
- 気分転換目的などで、保護者の方と一緒にセンター内の食堂を利用することができます。希望される方は、事前に看護師までお申し出ください。また、食事を止める時は、1 食前をお願いいたします。
- 施設内での写真・動画撮影は、ご遠慮ください。
- 施設として、危険であると判断した物については、お持ち帰りいただく場合がありますのでご了承ください。
- 治療や訓練を行いながら生活する中で、利用者やご家族に応じた支援を提供させていただくために「看護計画」や「個別支援計画」を作成させていただきます。利用者やご家族のご意見・ご要望をできるだけ反映し

ていくためにもご協力をお願いします。

- 入所者の使用する電気製品等の電源（充電）は使用できません。

モバイルバッテリー等のご準備をお願いします。

- 施設やセンター内で行われた行事等の写真や動画を施設内で公開する場合がございますので、あらかじめご了承ください。公開したくない場合には、事前に職員までお申し付けください。
- 歯ブラシやコップは、定期的に洗浄や交換をお願いします。
- 病院のおむつを使用する場合は、1日260円の費用がかかりますのでご了承ください。
- 外泊日、帰所日の入浴は、原則としてご家庭でお願いいたします。
- 施設職員に対する謝礼、贈答品などはお断りいたします。

退所について

- 退所の時間は、原則10時となっております。
- 退所の手続き等でご不明な点がございましたら、看護師及び生活支援課までお問い合わせください。
- 退所時に会計窓口での会計はございません。

学校について

- こども医療センターには、県立横浜南養護学校が併設されています。当施設に入所された学齢児童・生徒は、転入または入学ができますので、事前に横浜南養護学校で転学相談を受けていただきます。私立・国立学校や高校生は、在籍校とご相談ください。
- 転入される場合は、在籍校にて転校のための手続きを行い、「在学証明書」及び「教科書図書給与証明書」を発行してもらってください（入所前日の日付にしてください）。入所当日に、横浜南養護学校に上記書類を持参し、転入手続きを行っていただきます。
- 小学校新入学の年齢の方で、4月以降も入所が見込まれる場合は、早い時期に横浜南養護学校に就学相談をしてください。入学手続きは、3月上旬の入学説明会で行います。また、市町村の教育委員会へ、当施設入所中であることを申し出てください。
- ご不明な点がございましたら、横浜南養護学校教務係までお問い合わせください。

神奈川県立横浜南養護学校

TEL 045-712-4046

社会福祉制度について

- 児童扶養手当や特別児童扶養手当、障害児福祉手当、生活保護等の制度を利用されている場合は、支給制限されることがあります。必ず、お住まいの市区町村にご確認ください。
- 小児医療費助成制度等、各市町村によって様々な助成制度を受けられる場合があります。必ず、お住まいの市区町村にご確認ください。また、領収書は保管しておいてください。
- 改良衣類や日用品費等の助成が各市町村によって受けられる場合があります。必ず、お住まいの市区町村にご確認ください。また、領収書やレシートは必ず保管しておいてください。
- 児童手当は、児童手当法により、2ヶ月以上施設等に入所（予定）された場合は施設の設置者等に支給されることになっています。停止手続きが必要な場合がありますので、必ず、お住まいの市区町村にご確認ください。また、退所後は再開の手続きが必要となります。

文書の交付

- 診断書や証明書、診療情報提供書などが必要な時には、5番文書窓口にお申し出いただき、所定の手続きをお願いします。

費用について

- 障害福祉サービスの負担は、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定され、障害児施設給付費（入所給付・医療給付）の利用者負担額をお支払いしていただきます。負担上限月額は、受給者証にてご確認ください。ただし、被服貸与や予防接種等の自費料金がかかるもの、歯科受診、装具を作製した場合などは、別途料金がかかりますのでご了承ください。
 - 利用月の翌々月に請求書をお渡しします。指定する期限までに、2番会計支払窓口やコンビニエンスストア、金融機関等にてお支払いください。お支払いは現金、クレジットカード、デビットカードがご利用できます。また、退所後は、ご自宅に請求書を郵送させていただきます。
- * 障害児入所支援給付費（利用者の自己負担分を除いた額）とは、本来、支給決定を受けた保護者もしくはご本人に支払うものですが、施設に支払うことで保護者もしくはご本人に支払ったものとみなすことができる仕組みとなっています（代理受領）。

保護者の皆様へ

～院内感染を予防するために～

施設内の感染症発生によって、本来の治療を受けられないという状況を、皆様のご協力のもと、最小限にしたいと考えています。つきましては、下記の内容について、ご家族のご理解を頂けるようお願い申し上げます。

施設内においては、集団生活を余儀なくされてしまいます。また、学校、訓練、散歩等で、他の病棟の患者さんや外来患者さんと接触する機会が多いのも事実です。そのため、一人の感染症が発生することにより、集団での発生に移行しやすい状況となります。患者さんの中には、創がある方、手術を控えた方、抵抗力の低い方もいらっしゃいます。ひとたび感染症が発生しますと、全員の訓練に影響が出るだけでなく、生命に関わる患者さんや、予定されていた手術や入所の延期、予定外の退院をしなくてはならない状況に陥ってしまいます。

施設におきましては、夕方の散歩と、ほぼ全員の患者さんが毎週末の外泊をされており、他の病棟の患者さんや、外部の方と接触する機会が多く、他の病棟と違い、感染の機会が増えている事は否めません。同時に「感染する側」「感染させる側」両方の立場になっている事をご理解頂きたいと思えます。

感染症には症状が出る前に他の人にうつる期間「潜伏期間」があります。

感染してから発症するまでの時間差がありますので、患者さん本人だけではなく感染症になった人と接触したか否かが、重要なポイントとなります。

早期に適切な対応を行い、二次感染を最低限にするために、以下の感染防止対策と、ご家族からの情報提供を頂き、ご協力をお願いいたします。

- ① お散歩、週末外泊中、本人や家族が感染症になった、感染した方との接触があった、近所で流行っているなどがあったらお知らせください。
- ② 一度退所された患者さんは、「友人」「知人」に該当します。
- ③ ご家族がご病気にかかれた場合は、施設内には入れません。また、患者さんと接触した時点で患者さんも施設内には入れません。
- ④ ごきょうだい床を裸足で歩いたり、寝転んだり、手で触った後にベッド及びその周囲に触れないようご注意ください。

* 感染症発生時には、院内の基準と感染免疫科の医師の診断、指示のもとに対応をしておりますので、疑問やご質問等ありましたらお申し出ください。

* ご面会中についての安全の責任は負いかねます。保護者の方が目を話さないようお願いいたします。

肢体不自由児施設におけるご面会について

院内感染を防止するために当施設ではこども医療センターの感染マニュアルに沿って面会について規定させていただいております。ご協力をお願いいたします。

1、ご両親・ご祖父母の皆様の面会について

- 1) 出入り口にある「健康チェック表」に記載し、すべて「なし」であればお入りください。看護師にチェック表をお渡しの上、手洗い後面会をお願いいたします。
- 2) 「あり」がある場合は出入り口のチャイムを押して看護師とご相談ください。
小児特有の4種感染症については18歳以上の方は確認しませんが、施設内で発生した場合、かかっていない成人の方が感染する恐れがあるため、病棟表示が出た場合看護師にご相談ください。

2、ごきょうだいの面会について

- 1) 18歳未満の場合、母子手帳での4種感染症の確認をさせていただいてからのご面会となります。母子手帳をご持参ください。
- 2) 「かかっていない」もしくは「予防接種をしていない」場合、施設内には入れません。
- 3) 「かかっていない」「予防接種を受けていない」ご兄弟が感染症発症した方と接触した場合（幼稚園・小学校で発生した等も含めて）看護師のご相談ください。
- 4) 出入り口にある「健康チェック表」に記載し、すべて「なし」であればお入りください。看護師にチェック表をお渡しの上、手洗い後面会をお願いいたします。
- 5) 「あり」がある場合は出入り口のチャイムを押して看護師とご相談ください。

3、その他友人などについて

- 1) 「18歳以上の友人（親戚を含む）の面会」について
 - ・患者ご本人が施設外で過ごす許可がある場合は施設外での面会をお願いします。
 - ・やむを得ない場合は、主治医の許可を得た上での面会となります。
 - ・面会の申請は主治医との連絡の関係上、前日の15時までをお願いします。急な面会は対応できない場合があります。
 - ・ご家族同伴で30分以内の面会としてください。
 - ・出入り口にある「健康チェック表」に記載し、すべて「なし」であればお入りください。看護師にチェック表をお渡しの上、手洗い後面会をお願いいたします。
 - ・「あり」がある場合は出入り口のチャイムを押して看護師とご相談ください。

- 2) 「18歳未満の友人の面会」について

- ・病棟内面会基準に準じ、原則面会は禁止。

4、一度に面会できる人数：3名までとさせていただきます。

2017年4月肢体不自由児施設リンクナース

《外泊についてのお願い》

患者様が安全に楽しく外泊に望めるよう準備していきたくと考えています。外泊に向けての不安・困ったこと等のご家族と共に相談し合いながら進めていきますので、いつでもお声がけください。外泊を通してよりよい看護を提供したいと思っておりますので以下のことにご協力お願い致します。

【外泊届け用紙】

- 外泊届け用紙は正式な文書となりますのでボールペンで記入し、修正インクは使用しないで下さい。
 - 記入漏れのないよう提示している記入例を参照下さい。
 - 次回の外泊準備（薬・軟膏などの準備）がスムーズに行えるよう、日曜日（または祝日）の20：00までにお出し下さい。
- 土日以外での外泊を希望する場合は早めに外泊届けを提出して下さい。

【外泊記録用紙】

- 外泊中の様子で困ったことや症状などを具体的に書いて頂くことで、次回の外泊時の対応に参考にします。
- 外泊届け用紙同様、正式な文書となりますので必ずボールペンでの記載をして下さい。

【帰所】

- 帰所時間は 17：00 までを原則とさせていただきます。
- 夜間に帰所し、発熱・痛み・感染などの症状があった場合、当直体制となりますので迅速な対応が出来ず、診察するまでお待ちいただくこともあります。（手術や他病棟での患者様の対応をしている場合）
- 外泊時の体調不良や感染症の患者との接触があった場合などは、帰所する前に速やかにお知らせください。
- 朝帰所された方への検温。体調確認は、部屋担当看護師が対応するまで食堂でお待ちください。
- 朝帰所された方で体調不良などがあり診察の必要な方は、主治医が手術・検査などですぐに対応できずお待ちいただく場合があります。
- 朝帰所された方の登校や訓練送りは、在棟患者の登校・訓練移送後、家族の方をお願いしています。
- 医療型福祉施設入所中のため、外泊中体調不良になった場合、他院への受診が（歯科以外）出来ない場合があります。原則、体調不良が出現した時は施設に帰所して下さい。

【入浴】

- 外泊に行かれる日の入浴はご自宅をお願いします。
- 夕方帰所の場合は入浴対応はしておりません。

2017年6月21日改正版
肢体不自由児施設